

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

### 奈良県教育委員会規則第七号

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のとおり改正する。

第一条の表第二の項中「研究所規則第四条第一項第三号に規定する」の下に「センタ―所長、同項第四号に規定する」を加え、同表第三の項中「第四条第一項第四号から第六号まで」を「第四条第一項第五号から第八号まで」に改め、同表第四の項中「第四条第一項第七号から第九号まで」を「第四条第一項第九号から第十一号まで」に改め、同表第五の項中「第四条第一項第十号から第十二号まで」を「第四条第一項第十二号から第十四号まで」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。